

第69回 定時株主総会 招集ご通知

開催日時

平成28年6月29日(水曜日) 午前10時

開催場所

大阪府中央区伏見町四丁目3番9号
HK淀屋橋ガーデンアベニュー
阪和興業株式会社 7階会議室

※開催場所が変わりましたので、ご注意ください。

目次

▶ 株主総会招集ご通知	1
▶ 株主総会参考書類	5
議案及び参考事項	
第1号議案 剰余金の処分の件	
第2号議案 取締役14名選任の件	
第3号議案 監査役3名選任の件	
(添付書類)	
▶ 事業報告	13
▶ 連結計算書類	36
▶ 計算書類	39
▶ 監査報告書	42



阪和興業株式会社

証券コード：8078

株主各位

大阪市中央区伏見町四丁目3番9号

阪和興業株式会社

代表取締役社長 古川 弘成

第69回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

このたびの「平成28年（2016年）熊本地震」により被災された皆様には、心よりお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復興をお祈り申し上げます。

さて、当社第69回定時株主総会を右記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合には、以下のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記「株主総会参考書類」（5ページから12ページまで）をご検討いただき、平成28年6月28日（火曜日）午後5時までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

■書面による議決権行使の場合

同封の議決権行使書用紙に各議案に対する賛否をご記入のうえ、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

■電磁的方法（インターネット等）による議決権行使の場合

4ページに記載の「電磁的方法（インターネット等）による議決権行使のご案内」をご確認のうえ、当社指定の議決権行使サイト（<http://www.web54.net>）にアクセスしていただき、画面の案内に従って、上記の行使期限までに、各議案に対する賛否をご入力ください。

敬 具

記

1. 日 時 平成28年6月29日（水曜日）午前10時

2. 場 所 大阪市中央区伏見町四丁目3番9号 HK淀屋橋ガーデンアベニュー
阪和興業株式会社 7階会議室

3. 目的事項

報告事項

- (1) 第69期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
(2) 第69期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役14名選任の件
第3号議案 監査役3名選任の件

以 上

◎法令及び当社定款第18条の規定に基づき、以下の事項につきましては、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.hanwa.co.jp>）に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。

①連結計算書類の連結注記表 ②計算書類の個別注記表

なお、「連結注記表」及び「個別注記表」は、監査役及び会計監査人が監査報告書または会計監査報告書を作成するに際して、連結計算書類及び計算書類の一部として、合わせて監査を受けております。

◎株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類及び計算書類の内容に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.hanwa.co.jp>）において掲載することにより、お知らせいたします。

議決権行使方法についてのご案内

株主総会にご出席いただく場合



同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、
会場受付にご提出ください。

株主総会開催日時

平成28年6月29日(水)午前10時

- 本招集ご通知は、当日会場までご持参くださいますようお願い申し上げます。
- 当日は軽装（クールビズ）にて実施させていただきますので、株主の皆様におかれましても軽装でご出席くださいますようお願い申し上げます。

書面にてご行使いただく場合



同封の議決権行使書用紙に
各議案に対する賛否を
ご記入いただきご返送ください。

行使期限

平成28年6月28日(火)
午後5時到着分まで

インターネットにてご行使いただく場合



当社指定の議決権行使サイト
<http://www.web54.net>
にて各議案に対する賛否を
ご入力ください。

行使期限

平成28年6月28日(火)
午後5時受付分まで

〈議決権電子行使プラットフォームのご利用について〉

管理信託銀行等の名義株主様（常任代理人様を含みます。）につきましては、株式会社東京証券取引所等により設立された株式会社 I C J が運営する議決権電子行使プラットフォームのご利用を事前に申し込まれた場合には、本総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、上記のインターネットによる議決権の行使以外に、当該プラットフォームをご利用いただけます。

▶電磁的方法（インターネット等）による議決権行使のご案内

インターネットにより議決権を行使される場合は、次の事項をご了承のうえ、行使くださいますようお願い申し上げます。

- 1 インターネットによる議決権行使は、会社の指定する次の議決権行使サイトをご利用いただくことによるのみ可能です。なお、携帯電話を用いたインターネットでもご利用になることが可能です。

【議決権行使サイトURL】 ウェブ行使
<http://www.web54.net>

- 2 インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内に従って議案に対する賛否をご入力ください。
- 3 インターネットによる議決権行使は、株主総会開催日の前日の平成28年6月28日（火曜日）午後5時まで受付いたしますが、議決権行使結果の集計の都合上、お早めに行使されるようお願いいたします。
- 4 議決権行使書面とインターネットにより、重複して議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使として取扱わせていただきます。
- 5 インターネットによって複数回数にわたり議決権を行使された場合、または、パソコンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取扱わせていただきます。
- 6 議決権行使サイトをご利用いただく際のプロバイダへの接続料金及び通信事業者への通信料金（電話料金等）は株主様のご負担となります。
- 7 議決権行使サイトをご利用いただくためには、次の条件を満たすシステム環境が必要です。
 - ① インターネットにアクセスできること。
 - ② パソコンを用いて議決権行使される場合は、インターネット閲覧ソフトウェア（ブラウザ）として、Microsoft® Internet Explorer6.0以上を使用できること。ハードウェアの環境として、上記インターネット閲覧ソフトウェア（ブラウザ）を使用することができること。
 - ③ 携帯電話を用いて議決権行使される場合は、使用する機種が、128bitSSL通信（暗号化通信）が可能な機種であること（セキュリティ確保のため、128bitSSL通信（暗号化通信）が可能な機種のみ対応しておりますので、一部の機種ではご利用できません。スマートフォンを含む携帯電話のフルブラウザ機能を用いた議決権行使も可能ですが、機種によってはご利用いただけない場合がありますのでご了承ください。）
(Microsoftは、米国Microsoft Corporationの米国及びその他の国における登録商標です。)
- 8 インターネットによる議決権行使に関してご不明な点につきましては、次の照会先にお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート
【専用ダイヤル】 ☎0120-652-031（受付時間 午前9時～午後9時まで）
〈議決権行使に関する事項以外のご照会〉
☎0120-782-031（受付時間 土・日・休日を除く 午前9時～午後5時まで）

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

第69期期末配当に関する事項

当社は、株主の皆様への継続的な利益の還元を経営の最重要政策の一つとして考えており、経営基盤の強化と成長分野への投資のために必要な内部留保を確保しつつ、株主の皆様に対しては安定した配当を継続して実施するとともに、利益水準や経営環境、配当性向などを勘案して配当額の増加を目指していくことを基本方針としております。

1 配当財産の種類	金銭といたします。
2 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額	当社普通株式1株につき10円といたしたいと存じます。なお、この場合の配当総額は2,072,073,030円となります。 また、当社は平成27年12月に1株につき8円の間配当を実施しておりますので、当期の年間配当金は1株につき18円となります。
3 剰余金の配当が効力を生じる日	平成28年6月30日

第2号議案 取締役14名選任の件

取締役15名（全員）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役14名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）
1	<p>きた しゅうじ 北 修爾 (昭和18年1月28日生)</p> <p>■ 所有する当社株式数 487,089株</p>	<p>昭和41年 4月 通商産業省入省 昭和55年 4月 外務省在ロス・アンジェルス日本国総領事館領事 昭和58年 4月 大阪通商産業局商工部長 昭和62年 5月 日本貿易振興会ジャカルタ・センター所長 平成元年10月 関東通商産業局総務企画部長 平成3年 6月 経済企画庁長官官房審議官 平成5年 6月 通商産業省退官 当社常務取締役 平成6年 2月 当社代表取締役社長 平成23年 4月 当社代表取締役会長（現任） 平成23年 6月 京阪電気鉄道株式会社（現 京阪ホールディングス株式会社）社外取締役（現任）</p> <p>(重要な兼職の状況) 公益財団法人阪和育英会理事長 京阪ホールディングス株式会社社外取締役</p>
2	<p>ふるかわ ひろなり 古川 弘成 (昭和21年10月30日生)</p> <p>■ 所有する当社株式数 118,976株</p>	<p>昭和44年 3月 当社入社 平成8年 4月 阪和（香港）有限公司副社長兼アジア地域副支配人（中国・香港） 平成9年 6月 当社取締役 平成15年 4月 当社常務取締役 平成17年 4月 当社専務取締役 平成21年 4月 当社代表取締役副社長 平成23年 4月 当社代表取締役社長（現任）</p>
3	<p>かわにし ひでお 川西 英夫 (昭和25年3月15日生)</p> <p>■ 所有する当社株式数 106,666株</p>	<p>昭和48年 4月 当社入社 平成17年 4月 当社理事 大阪厚板・鋼板販売・鋼板建材担当 平成17年 6月 当社取締役 平成20年 4月 当社常務取締役 平成24年 4月 当社取締役専務執行役員 平成26年 4月 当社取締役副社長執行役員（現任） 平成28年 4月 当社大阪本店長、大阪鉄鋼・機械総轄（現任）</p>

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）
4	せりざわ ひろし 芹澤 浩 (昭和26年12月26日生) ■ 所有する当社株式数 46,845株	昭和50年 4月 当社入社 平成17年 4月 当社理事 東京鋼板担当兼厚板・鋼板販売部長 平成17年 6月 当社取締役 平成22年 4月 当社常務取締役 平成24年 4月 当社取締役専務執行役員 平成27年 4月 当社取締役副社長執行役員（現任） 平成28年 4月 当社東京鉄鋼・スチールサービス事業推進総轄（現任）
5	おがさわらあきひこ 小笠原朗彦 (昭和28年9月30日生) ■ 所有する当社株式数 43,433株	昭和51年 4月 当社入社 平成18年 4月 当社理事 非鉄金属・金属原料・特殊金属担当兼金属原料部長 平成18年 6月 当社取締役 平成23年 4月 当社常務取締役 平成24年 4月 当社取締役常務執行役員 平成25年 4月 当社取締役専務執行役員（現任） 平成28年 4月 当社非鉄金属・金属原料・特殊金属統轄兼業務管理担当（現任）
6	とがわ なおゆき 十川 直之 (昭和27年2月18日生) ■ 所有する当社株式数 33,113株	昭和49年 3月 当社入社 平成21年 4月 当社理事 名古屋支社長 平成21年 6月 当社取締役 平成24年 4月 当社取締役常務執行役員 平成27年 4月 当社取締役専務執行役員（現任） 当社名古屋支社長、静岡営業所統轄（現任）
7	かとう やすみち 加藤 恭道 (昭和30年4月26日生) ■ 所有する当社株式数 106,825株	昭和53年 4月 当社入社 平成21年 4月 当社理事 大阪厚板・鋼板建材・鋼板販売担当 平成22年 6月 当社取締役 平成24年 4月 当社取締役常務執行役員 平成27年 4月 当社海外営業第一・海外営業第二・貿易業務・木材統轄（現任） 平成28年 4月 当社取締役専務執行役員（現任）

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）
8	<p style="text-align: center;">せき おさむ 関 収 (昭和14年8月23日生)</p> <p>■ 所有する当社株式数 27,100株</p>	<p>昭和37年 4月 通商産業省入省 昭和62年 6月 大阪通商産業局長 平成元年 6月 大臣官房総務審議官 平成2年 6月 防衛庁装備局長 平成4年 6月 中小企業庁長官 平成5年 6月 通商産業省退官 平成7年 6月 住友電気工業株式会社常務取締役 平成11年 6月 同社代表取締役副社長 平成14年 6月 株式会社ピーエス三菱社外取締役 平成16年 6月 原子燃料工業株式会社代表取締役会長 平成19年 6月 当社取締役（現任） 平成24年 2月 弁護士登録（尚友法律事務所）（現任） 平成27年12月 マツハコーポレーション株式会社社外取締役（現任） (重要な兼職の状況) 弁護士（尚友法律事務所）</p>
9	<p style="text-align: center;">ほり りゅうじ 堀 龍兒 (昭和18年9月3日生)</p> <p>■ 所有する当社株式数 2,227株</p>	<p>昭和41年 4月 岩井産業株式会社（現 双日株式会社）入社 平成8年 6月 日商岩井株式会社（現 双日株式会社）取締役 平成12年 6月 同社常務取締役 平成14年 6月 同社専務執行役員 平成15年 4月 早稲田大学法学部教授 平成16年 4月 早稲田大学大学院法務研究科教授 平成17年 6月 株式会社トクヤマ社外監査役（現任） 平成23年 6月 リスクモンスター株式会社社外取締役（現任） 平成24年 6月 株式会社T&Dホールディングス社外取締役（現任） 平成25年 4月 学校法人早稲田大阪学園 専務理事・学園長（現任） 平成26年 4月 TMI 総合法律事務所顧問（現任） 早稲田大学名誉教授（現任） 平成26年 6月 当社取締役（現任） (重要な兼職の状況) 株式会社トクヤマ社外監査役 リスクモンスター株式会社社外取締役 株式会社T&Dホールディングス社外取締役 学校法人早稲田大阪学園 専務理事・学園長</p>

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	
10	やまもと ひろまさ 山本 浩雅 (昭和35年3月18日生) ■ 所有する当社株式数 50,970株	昭和58年 4月 平成24年 4月 平成25年 4月 平成26年 6月 平成28年 4月	当社入社 当社理事 機械・大阪厚板担当兼機械部長 当社執行役員 当社取締役執行役員 当社取締役常務執行役員（現任） 当社大阪条鋼部門・機械・大阪厚板・九州支店・ 中国支店統轄（現任）
11	はたなか やすし 畠中 康司 (昭和35年8月30日生) ■ 所有する当社株式数 18,423株	昭和58年 4月 平成24年 8月 平成25年 4月 平成26年 6月 平成28年 4月	当社入社 当社理事 大阪薄板第一・薄板第二・薄板第三・ スチールサービス事業推進担当兼東京薄板国際担 当補佐兼大阪本社薄板第三部長 当社執行役員 当社取締役執行役員 当社取締役常務執行役員（現任） 当社大阪鋼板建材第一・鋼板建材第二・鋼板販 売・薄板第一・薄板第二・アルミステンレス・線 材特殊鋼・スチールサービス事業推進統轄（現任）
12	ながしま ひ で み 長嶋日出海 (昭和35年2月15日生) ■ 所有する当社株式数 32,915株	昭和58年 4月 平成23年 4月 平成24年 4月 平成27年 6月 平成28年 4月	当社入社 当社理事 東京厚板・鋼板販売・鋼板建材第一・ 鋼板建材第二・北海道支店担当 当社執行役員 当社取締役執行役員 当社取締役常務執行役員（現任） 当社東京条鋼部門・東京鋼板部門・東京鉄構営業 事業本部・線材特殊鋼チタン・北海道支店・東北 支店・新潟支店・関東支店統轄兼東京機械担当補 佐（現任）

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）
13	<p>なががわ よういち 中川 洋一 (昭和36年8月14日生)</p> <p>■ 所有する当社株式数 15,464株</p>	<p>昭和61年 4月 当社入社 平成25年 4月 当社理事 経理・関連事業担当兼経理部長兼関連事業部長 平成26年 4月 当社執行役員 平成27年 6月 当社取締役執行役員 平成28年 4月 当社取締役常務執行役員（現任） 当社管理部門統轄（現任）</p>
14 新任	<p>くらた やすはる 倉田 泰晴 (昭和34年9月12日生)</p> <p>■ 所有する当社株式数 8,000株</p>	<p>昭和57年 4月 当社入社 平成23年 4月 当社理事 アジア地域支配人（アセアン・インド・中東）鉄鋼・機械を除く部門担当兼HANWA SINGAPORE (PRIVATE) LTD.会長 平成24年 4月 当社執行役員 平成28年 4月 当社常務執行役員（現任） 当社燃料部門・食品部門統轄兼業務管理担当（現任）</p>

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 関 收、堀 龍児の両氏は、社外取締役候補者であります。なお、両氏は株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員の候補者であります。
3. 関 收氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏は人格・識見ともに高く、行政及び企業経営についての豊富な経験・知識が、当社の経営判断に総合的・多面的な視野を提供いただけるものと考えからであります。
4. 関 收氏は、現在当社の社外取締役であり、就任してからの年数は本総会終結の時をもって9年であります。
5. 当社と関 收氏は、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の定める額であります。なお、同氏の再任が承認された場合、当社は同氏との間の当該契約を継続する予定であります。
6. 堀 龍児氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏は人格・識見ともに高く、企業経営及び法律の専門家としての豊富な経験・知識が、当社の経営判断に総合的・多面的な視野を提供いただけるものと考えからであります。
7. 堀 龍児氏は、現在当社の社外取締役であり、就任してからの年数は本総会終結の時をもって2年であります。
8. 当社と堀 龍児氏は、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の定める額であります。なお、同氏の再任が承認された場合、当社は同氏との間の当該契約を継続する予定であります。
9. 所有する当社株式数には、当社役員持株会における持分株数を含んでおります。

第3号議案 監査役3名選任の件

監査役岡田和彦、名出康雄、我妻廣繁の各氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役3名の選任をお願いするものであります。なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位（重要な兼職の状況）
1 新任	もりぐち あつひろ 森口 淳宏 (昭和26年12月12日生) ■ 所有する当社株式数 32,417株	昭和50年 4月 当社入社 平成20年 4月 当社理事 経理担当 平成20年 6月 当社取締役 平成24年 4月 当社取締役常務執行役員 平成26年 4月 当社取締役専務執行役員（現任）
2	ないで やすお 名出 康雄 (昭和21年8月14日生) ■ 所有する当社株式数 241,000株	昭和46年 4月 住友重機械工業株式会社入社 平成13年 6月 同社常務執行役員 平成15年 6月 同社専務執行役員 平成18年12月 住友重機械エンバイロメント株式会社代表取締役社長 平成22年 4月 住友重機械ビジネスアソシエーツ株式会社代表取締役社長 平成24年 3月 同社取締役退任 平成24年 6月 当社監査役（現任）
3 新任	ひらかた みつお 平形 光男 (昭和29年2月5日生) ■ 所有する当社株式数 0株	昭和52年 4月 株式会社日本興業銀行（現 株式会社みずほ銀行）入行 平成14年 4月 株式会社みずほコーポレート銀行（現 株式会社みずほ銀行）ポートフォリオマネジメント部長 平成18年 3月 同行常勤監査役 平成21年 4月 みずほ証券株式会社常務執行役員 平成24年 6月 東洋建設株式会社常勤監査役 平成27年 9月 東京ベイヒルトン株式会社代表取締役社長（現任） (重要な兼職の状況) 東京ベイヒルトン株式会社代表取締役社長

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 森口淳宏氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結する予定であり、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の定める額とします。
 3. 名出康雄、平形光男の両氏は、社外監査役候補者であります。なお、両氏は株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員の候補者であります。
 4. 名出康雄氏を社外監査役候補者とした理由は、同氏のメーカーでの豊富な実務経験に基づく視座から、実効的な監査を期待できると考えるからであります。
 5. 名出康雄氏は、現在当社の社外監査役であり、就任してからの年数は本総会終結の時をもって4年であります。
 6. 当社と名出康雄氏は、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の定める額であります。なお、同氏の再任が承認された場合、当社は同氏との間の当該契約を継続する予定であります。
 7. 平形光男氏を社外監査役候補者とした理由は、同氏の金融機関での専門的な知識と豊富な経験及び経営者としての経営全般に関する知見から、実効的な監査が期待できると考えるからであります。
 8. 平形光男氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結する予定であり、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の定める額とします。
 9. 所有する当社株式数には、当社役員持株会における持分株数を含んでおります。

以上

※英文株主総会招集ご通知（要旨）につきましては、当社ホームページをご覧ください。
（ホームページアドレス）<http://www.hanwa.co.jp>

事業報告 (平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)

1 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

■ 当連結会計年度の経済環境

当連結会計年度における世界経済は、米国では力強さには欠けるものの個人消費や住宅投資を中心に緩やかな回復基調を維持していましたが、平成27年12月のフェデラル・ファンド金利の引き上げ以降は停滞感も見られました。また、欧州では、実体経済面は総じて回復基調を維持しましたが、財政問題や難民問題、地政学的問題など政情面での不安定要素もあり、不透明な状況にありました。中国では不動産や金融バブルへの反動や設備過剰問題などにより景気が減速する中にあっても、安定成長への移行を目指す新常態政策が進められた結果、経済成長が鈍化しました。その他の新興諸国でも金融環境の変化や資源価格の下落、政治的・地政学的問題などの影響を受け、全体的に停滞感のある状態が続きました。

国内経済は、個人消費や住宅投資が若干上向いたものの力強さに欠け、海外景気の低迷による輸出の伸び悩みや円高傾向に動いたことなどにより製造業の生産活動にも停滞感が出ました。結果として、設備投資も伸び悩んだ他、公共投資も減少傾向にあったことから、いわゆるアベノミクスや日本銀行の金融緩和による景気浮揚効果が薄れてきました。

■ 当連結会計年度の業績の概要

このような環境において、当連結会計年度の売上高は、石油製品や鋼材の供給過剰や需要の低迷による価格下落などにより、前連結会計年度比13.0%減の1兆5,118億円となりました。一方、利益面では、営業利益は商品市況低迷の影響を受けた金属原料事業や非鉄金属事業などの減益により前連結会計年度比4.9%減の181

億78百万円、経常利益は持分法による投資損失が発生したものの、為替差損の減少などにより前連結会計年度比8.1%増の154億24百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は固定資産の譲渡に伴う売却益の発生や当該資産の過年度に計上した減損損失等について税務上の損金算入を行ったことによる法人税等の減少などから、前連結会計年度比180.3%増（約2.8倍）の254億69百万円となりました。

■ セグメント別の状況

当連結会計年度より、従来、「その他」に含まれていた「海外販売子会社」について、量的な重要性が増したため、報告セグメントとして記載する方法に変更しており、前連結会計年度との比較にあたっては、前連結会計年度分を変更後の区分に組み替えて行っております。

鉄鋼事業においては、海外市場や鉄鋼原料の価格下落の影響を受けて、国内鋼材市況も下落基調が続きました。鋼材の実需面でも、製造業分野では消費停滞の長期化や輸出の不振などにより、また建設分野では工事の出件や進捗の遅れなどにより荷動きに停滞感がありました。利益面では採算の良い請負工事の完工計上があったものの、持分法適用関連会社であるCOSMOSTEEL HOLDINGS LIMITEDの株価下落に伴う持分法による投資損失や海外コイルセンターでの現地通貨安によるドル建債務の為替差損が利益を押し下げました。これらの結果、当事業の売上高は前連結会計年度比9.1%減の7,986億91百万円、セグメント利益は前連結会計年度比0.6%増の148億29百万円にとどまりました。

金属原料事業においては、インドネシアの鉾石禁輸措置に起因するニッケル地金の代替需要

の増加やステンレス母材、合金鉄の販売増などがあったものの、ニッケル価格の下落に連動したスクラップ価格の下落や低調なステンレス生産によるニッケルスクラップやステンレススクラップ販売の減少が収益を下押ししました。一方、利益面では商品価格の下落により利幅は縮小しましたが、前連結会計年度での急激な円安進行による為替差損が、当連結会計年度においては緩やかな円高傾向により為替差益に転じたことが利益を押し上げました。これらの結果、当事業の売上高は前連結会計年度比横ばいの1,311億88百万円、セグメント利益は前連結会計年度比546.4%増（約6.5倍）の22億17百万円となりました。

非鉄金属事業においては、当第1四半期連結会計期間より連結子会社としたアルミニウムのスクラップ加工及び脱酸材製造の正起金属加工(株)の売上高が加わりましたが、原油を始めとする商品価格全般の下落に伴いアルミニウムや銅の価格も下げ基調で推移し、販売価格を押し下げました。また、利益面では商品価格の下落や経済活動全般の停滞などにより、スクラップ類の発生が減少したため、仕入れコストが上昇して販売収益を圧迫しました。これらの結果、当事業の売上高は前連結会計年度比1.5%減の820億81百万円、セグメント利益は前連結会計年度比26.0%減の8億48百万円となりました。

食品事業においては、国内消費は低調な状態が続いており、サケなど主力魚種の価格も下げ基調にあったことから、収益は低調な推移となりました。当第1四半期連結会計期間より北米地域販売子会社のSEATTLE SHRIMP & SEAFOOD COMPANY, INC.を連結子会社に加えたことが売上高の増加には寄与したものの、米国のエビ価格の下落等による損失のた

め、利益面では貢献できませんでした。これらの結果、当事業の売上高は前連結会計年度比3.5%増の906億71百万円、セグメント利益は前連結会計年度比87.1%減の75百万円となりました。

石油・化成品事業においては、前連結会計年度に急落した原油価格が当連結会計年度においても更に下落し、石油製品価格も前連結会計年度に比べ大きく値下がりしました。需要面でも海運市場の停滞による船用石油需要の減少を始め各種産業用燃料の需要が低迷したことに加え、暖冬による燃料消費の減少も収益を押し下げました。これらの結果、当事業の売上高は前連結会計年度比35.7%減の2,764億50百万円、セグメント利益は前連結会計年度比20.4%減の19億74百万円となりました。

海外販売子会社においては、主にシンガポールで扱っている船用石油が原油価格の低下や海上輸送の停滞による販売価格の下落により売上高を減少させました。また、米国では日本製鋼材などへのアンチダンピング措置が発動されたことから鉄鋼事業の収益が減少した他、タイでも非鉄金属価格の下落などにより低収益となりました。これらの結果、当事業の売上高は前連結会計年度比1.1%減の1,776億17百万円、セグメント損失は7億8百万円となりました（前連結会計年度は、59百万円の損失）。

その他の事業においては、レジャー機械の完工収入の他、産業機械の拡販に努めたことなどにより、売上高は前連結会計年度比7.0%増の672億54百万円となりました。また、セグメント利益は、木材事業で欧州材の供給がタイト化したことによる市況上昇などから収益が改善したことなどにより、前連結会計年度比85.1%増の13億75百万円となりました。

報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失

セグメントの名称	外部顧客への売上高 (百万円)	構成比 (%)	セグメント利益 又は損失 (△) (百万円)
鉄 鋼 事 業	778,737	51.5	14,829
金 属 原 料 事 業	127,759	8.4	2,217
非 鉄 金 属 事 業	80,894	5.4	848
食 品 事 業	89,541	5.9	75
石 油 ・ 化 成 品 事 業	271,602	18.0	1,974
海 外 販 売 子 会 社	97,468	6.4	△708
そ の 他	65,795	4.4	1,375
計	1,511,800	100.0	20,613
調 整 額	—	—	△5,188
連 結	1,511,800	100.0	15,424

(注) 1. セグメント利益は、連結損益計算書の経常利益と調整を行っております。

2. 「セグメント別の状況」における売上高の数字は、セグメント間の内部売上高または振替高を含んだ売上高を表しております。

(2) 設備投資の状況

① 当連結会計年度中に完成した主要設備

当社大阪本社 … 本社オフィスビルの新設

(鉄鋼事業、金属原料事業、非鉄金属事業、食品事業、石油・化成品事業、その他)

② 当連結会計年度中に売却した主要設備

阪和流通センター東京(株)本社不動産 … 保管設備の一部売却

(鉄鋼事業)

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度においては、特に記載すべき資金調達はありません。

(4) 対処すべき課題

■ 次期の見通し

米国の経済は力強さには欠けるものの緩やかな回復基調にあります。金融政策の動向や原油価格下落などの影響に注意が必要です。一方、欧州では、景気は緩やかに回復しているものの、政情の不安定化や激増する難民の受入れなどが与える経済・社会への影響に不透明な要素が残ります。また、中国でも新常態政策を進める政府当局は、景況感の悪化に対し大規模な景気浮揚策を打ち出しにくく、構造改革には時間がかかることが予想されることから停滞した状況が続くと見込まれます。その他の新興諸国でも米国の利上げなど世界的な金融環境の変化や中国経済の停滞などに影響され、先行きの不透明な状況が続くと予想されます。

国内経済では、オリンピックやインフラ整備などを始めとする建設需要に持ち直しへの期待感があるものの、海外景気の停滞などによる先行きの不透明感から個人消費や住宅投資、設備投資などの分野では上昇機運に乏しく、製造業も輸出不振による稼働低迷からの脱却が見通しにくい状況です。今後も海外経済の下振れや原油など資源価格の下落などによる景気下押しのリスクにも注意が必要と思われる。

当社グループとしましては、このような事業環境の中で、各事業分野における需要動向を的確に把握し、取引先のニーズを反映した適切な販売・在庫政策を進めるとともに、新規取引先を積極的に開拓することにより、業績の維持・向上に注力していく所存です。

■ 中期経営計画について

当社グループは平成28年5月に、平成28年度から平成30年度までの3か年にわたる中期経営計画を策定する予定です。その概要は以下のとおりです。

《テーマ》

『Sへのこだわり -STEADY, SPEEDY, STRATEGIC-』

～中長期を見据えたSUSTAINABLEな収益体質と経営基盤の強化～

- ① STEADY：既存の事業領域から得られる収益の確保と強化
- ② SPEEDY：グループ企業や国内外の戦略投資からの投資効果の早期実現
- ③ STRATEGIC：3年間で300億円程度の戦略的投資の継続による将来の追加収益の確保

《業績目標》

最終年度（平成31年3月期）

売上高2兆円、経常利益200億円、新規ユーザー獲得数2,000社

当社グループとしましては、今後、これらの事業戦略を継続して実行していくことで、総合的な企業価値の向上と持続的な企業成長を実現させ、さらなる顧客満足の向上を図り、合わせて社会貢献にも目配りしてまいりますので、引き続き格別のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第66期 平成24年度	第67期 平成25年度	第68期 平成26年度	第69期（当期） 平成27年度
売上高（百万円）	1,511,324	1,682,503	1,737,397	1,511,800
経常利益（百万円）	8,871	14,698	14,264	15,424
親会社株主に帰属する 当期純利益（百万円）	4,720	7,896	9,086	25,469
1株当たり当期純利益	22円78銭	38円11銭	43円85銭	122円92銭
純資産（百万円）	120,674	125,361	142,749	156,139
総資産（百万円）	552,908	593,351	651,456	599,694

(注) 1. 1株当たり当期純利益は、自己株式数を控除した期中平均発行済株式数に基づき算出しております。

2. 「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日）等を適用し、当連結会計年度より、「当期純利益」を「親会社株主に帰属する当期純利益」としております。

(6) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	事業内容
阪和流通センター東京株式会社	100百万円	100.0%	鉄鋼製品の加工及び保管、金属原料・石油製品の保管等
阪和流通センター大阪株式会社	100百万円	100.0%	鉄鋼製品の加工及び保管の請負
阪和流通センター名古屋株式会社	100百万円	100.0%	鉄鋼・非鉄製品の加工及び保管等
阪和スチールサービス株式会社	100百万円	100.0%	鉄鋼製品の加工及び販売
阪和エコスチール株式会社	100百万円	100.0%	鉄鋼製品の加工、販売及びレンタル
エスケーエンジニアリング株式会社	222百万円	100.0%	鉄骨工場の現場施工管理
株式会社トーハンスチール	64百万円	100.0%	鉄筋加工及び工場の請負
太洋鋼材株式会社	10百万円	100.0%	鉄鋼製品の加工、販売及びレンタル
ダイコースチール株式会社	50百万円	100.0%	鉄鋼製品の加工及び販売

会社名	資本金	出資比率	事業内容
すばる鋼材株式会社	57百万円	97.0%	鉄鋼製品の加工及び販売
三栄金属株式会社	100百万円	98.5%	鉄鋼製品の加工及び販売
株式会社ダイサン	200百万円	100.0%	鉄鋼製品の加工及び販売
株式会社ハロース	100百万円	100.0%	アミューズメント施設の管理及び運営
昭和メタル株式会社	20百万円	97.0%	特殊金属の加工及び販売
トーヨーエナジー株式会社	120百万円	100.0%	エネルギー関連製品の販売
正起金属加工株式会社	20百万円	97.0%	非鉄金属の加工及び販売
HANWA AMERICAN CORP.	US\$ 40,000千	100.0%	北米地域における商品の販売
HANWA CANADA CORP.	C\$ 300千	100.0%	北米地域における商品の販売
SEATTLE SHRIMP & SEAFOOD COMPANY, INC.	US\$ 300千	51.0%	北米地域における商品の販売
阪和（上海）管理有限公司	US\$ 2,500千	100.0%	アジア地域における商品の販売
阪和（香港）有限公司	HK\$ 70,000千	100.0%	アジア地域における商品の販売
台湾阪和興業股份有限公司	NT\$ 15,000千	100.0%	アジア地域における商品の販売
HANWA SINGAPORE (PRIVATE) LTD.	S\$ 1,400千	100.0%	アジア地域における商品の販売
HANWA THAILAND CO., LTD.	THB 200,000千	100.0%	アジア地域における商品の販売
長富不銹鋼中心（蘇州）有限公司	US\$ 18,000千	74.0%	アジア地域における鉄鋼製品の加工及び販売
阪和鋼板加工（東莞）有限公司	US\$ 15,000千	100.0%	アジア地域における鉄鋼製品の加工及び販売
HANWA STEEL SERVICE (THAILAND) CO., LTD.	THB 576,000千	100.0%	アジア地域における鉄鋼製品の加工及び販売
PT. HANWA STEEL SERVICE INDONESIA	US\$ 18,000千	100.0%	アジア地域における鉄鋼製品の加工及び販売

(注) 当期の連結子会社は上記の28社であり、持分法適用非連結子会社は3社であります。

(7) 主要な借入先

借入先	借入金残高
株式会社三井住友銀行	60,014 百万円
株式会社みずほ銀行	41,333 百万円
株式会社三菱東京UFJ銀行	31,753 百万円
三井住友信託銀行株式会社	19,913 百万円
三菱UFJ信託銀行株式会社	9,250 百万円

(8) 主要な事業内容

鉄鋼を中心に金属原料、非鉄金属、食品、石油・化成品、木材及び機械等各種商品の販売を主たる事業とし、さらに鋼材加工、非鉄金属加工及びアミューズメント施設の管理・運営等の事業活動も行っております。

(9) 主要な事業所

国内 当社本社 大阪本社（大阪市中心部）、東京本社（東京都中央区）
 当社支社 名古屋支社（名古屋市東区）
 当社支店 北海道支店（札幌市中心部）、東北支店（仙台市青葉区）、新潟支店（新潟市中心部）、中国支店（広島市中心部）、九州支店（福岡市博多区）
 （注）上記の他、当社の営業所7か所、事務所4か所があります。

海外 当社支店 ロンドン支店、ヨハネスブルグ支店
 現地法人 HANWA AMERICAN CORP.（米国）、阪和（上海）管理有限公司（中国）、阪和（香港）有限公司（中国）、HANWA THAILAND CO., LTD.（タイ）、HANWA SINGAPORE (PRIVATE) LTD.（シンガポール）、台湾阪和興業股份有限公司（台湾）、HANWA EUROPE B.V.（オランダ）等20か国21法人42か所
 （注）上記の他、当社の事務所1か所があります。

（注）上記の他、国内外に当社グループの事業所、工場等があります。当社グループの主要な子会社の概要は、「(6) 重要な子会社の状況」（17ページから18ページ）に記載のとおりです。

(10) 従業員の状況

① 企業集団の従業員の状況

セグメントの名称	従業員数
鉄 鋼 事 業	1,892名
金 属 原 料 事 業	113名
非 鉄 金 属 事 業	95名
食 品 事 業	67名
石 油 ・ 化 成 品 事 業	129名
海 外 販 売 子 会 社	239名
そ の 他	186名
全 社 (共 通)	256名
計	2,977名

(注) 1. 従業員数は、企業集団から企業集団外への出向者を除いた就業人員数であります。

2. 全社（共通）として記載している従業員数は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属している人員数であります。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
1,216名	47名増	37.8才	13.5年

(注) 従業員数は、当社から関係会社等への出向者を除いた就業人員数であります。

2 会社の現況に関する事項

(1) 株式に関する事項

- ① 発行可能株式総数 570,000,000株
- ② 発行済株式の総数 211,663,200株（自己株式4,455,897株を含む。）
- ③ 当期末株主数 10,585名（前期末比1,535名減）
- ④ 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	15,426 千株	7.44 %
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	8,294	4.00
阪和興業取引先持株会	7,789	3.76
株式会社三井住友銀行	7,630	3.68
CBNY-GOVERNMENT OF NORWAY	5,575	2.69
阪和興業社員持株会	4,656	2.25
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口9）	4,299	2.07
CBNY DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	3,680	1.78
新日鐵住金株式会社	3,001	1.45
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505223	2,994	1.45

(注) 1. 当社は、自己株式4,455,897株を保有しておりますが、上記の大株主から除いております。
2. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

(2) 会社役員に関する事項

① 取締役及び監査役の氏名等（平成28年3月31日現在）

会社における地位	氏名	担当	重要な兼職の状況
代表取締役会長	北 修 爾		公益財団法人阪和育英会理事長 京阪電気鉄道株式会社社外取締役
代表取締役社長	古 川 弘 成		
取締役 副社長執行役員	川 西 英 夫	大阪本店長 大阪鉄鋼・機械統轄	
取締役 副社長執行役員	芹 澤 浩	東京鉄鋼・スチールサービス事業推進統轄、 海外営業・名古屋支社統轄	
取締役 専務執行役員	小笠原 朗 彦	非鉄金属・金属原料・特殊金属統轄 兼 業務管理 室担当	
取締役 専務執行役員	森 口 淳 宏	管理部門統轄	
取締役 専務執行役員	十 川 直 之	名古屋支社長 静岡営業所統轄	
取締 役	関 收		弁護士（尚友法律事務所）
取締 役	堀 龍 兒		株式会社トクヤマ社外監査役 リスクモンスター株式会社 社外取締役 株式会社T&Dホールディングス 社外取締役 学校法人早稲田大阪学園 専務理事・学園長
取締 役 常務執行役員	加 藤 恭 道	海外営業第一・海外営業第二・貿易業務・木 材統轄	
取締 役 常務執行役員	松 岡 良 明	燃料第一・燃料第二・化成品・紙料・食品第 一・食品第二・食品第三・食品第四・食品品 質管理・新エネルギー室統轄 兼 業務管理室担 当	

会社における地位	氏名	担当	重要な兼職の状況
取締役執行役員	山本浩雅	機械・大阪厚板・海外営業第一・海外営業第二・貿易業務担当	
取締役執行役員	畠中康司	大阪鋼板建材第一・鋼板建材第二・鋼板販売・薄板第一・薄板第二・アルミステンレス・線材特殊鋼担当 兼 スチールサービス事業推進担当	
取締役執行役員	長嶋日出海	東京厚板・鋼板販売・鋼板建材・鋼管販売・薄板・線材特殊鋼チタン・新潟支店担当 兼 東京機械担当補佐	
取締役執行役員	中川洋一	経理・財務・人事・情報システム担当	
監査役（常勤）	江島洋一		
監査役（常勤）	岡田和彦		
監査役	名出康雄		
監査役	我妻廣繁		
監査役	大久保克則		

- (注) 1. 取締役 関 収、堀 龍児の両氏は、社外取締役であります。
2. 監査役 名出康雄、我妻廣繁、大久保克則の各氏は、社外監査役であります。
3. 取締役 関 収、堀 龍児の両氏及び監査役 名出康雄、我妻廣繁の両氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります。
4. 平成27年6月26日開催の第68回定時株主総会終結の時をもって、浅井照夫氏は監査役を辞任いたしました。
5. 平成27年6月26日開催の第68回定時株主総会において、新しく長嶋日出海、中川洋一の両氏は取締役に、岡田和彦氏は監査役にそれぞれ選任され就任いたしました。

また、本年4月1日現在の取締役及び監査役の状況は次のとおりです。

会社における地位	氏名	担当	重要な兼職の状況
代表取締役会長	北 修 爾		公益財団法人阪和育英会理事長 京阪ホールディングス株式会社 社外取締役
代表取締役社長	古 川 弘 成		
取締役 副社長執行役員	川 西 英 夫	大阪本店長 大阪鉄鋼・機械総轄	
取締役 副社長執行役員	芹 澤 浩	東京鉄鋼・スチールサービス事業推進総轄	
取締役 専務執行役員	小笠原 朗 彦	非鉄金属・金属原料・特殊金属統轄 兼 業務 管理担当	
取締役 専務執行役員	森 口 淳 宏 (*)		
取締役 専務執行役員	十 川 直 之	名古屋支社長 静岡営業所統轄	
取締役 専務執行役員	加 藤 恭 道	海外営業第一・海外営業第二・貿易業務・木 材統轄	
取締 役	関 收		弁護士（尚友法律事務所）
取締 役	堀 龍 兒		株式会社トクヤマ社外監査役 リスクモンスター株式会社 社外取締役 株式会社T&Dホールディングス 社外取締役 学校法人早稲田大阪学園 専務理事・学園長
取締 役 常務執行役員	松 岡 良 明 (*)		
取締 役 常務執行役員	山 本 浩 雅	大阪条鋼部門・機械・大阪厚板・九州支店・ 中国支店統轄	
取締 役 常務執行役員	畠 中 康 司	大阪鋼板建材第一・鋼板建材第二・鋼板販 売・薄板第一・薄板第二・アルミステンレ ス・線材特殊鋼・スチールサービス事業推進 統轄	

会社における地位	氏 名	担 当	重要な兼職の状況
取締役 常務執行役員	長 嶋 日出海	東京条鋼部門・東京鋼板部門・東京鉄構営業 事業本部・線材特殊鋼チタン・北海道支店・ 東北支店・新潟支店・関東支店統轄兼東京機 械担当補佐	
取締役 常務執行役員	中 川 洋 一	管理部門統轄	
監査役（常勤）	江 島 洋 一		
監査役（常勤）	岡 田 和 彦（*）		
監 査 役	名 出 康 雄		
監 査 役	我 妻 廣 繁（*）		
監 査 役	大久保 克 則		

(注) 1. 平成28年4月1日付けで、京阪電気鉄道株式会社は、京阪ホールディングス株式会社に商号変更しました。

2. 平成28年4月1日付けで、取締役常務執行役員加藤恭道氏は取締役専務執行役員に、取締役執行役員山本浩雅、
畠中康司、長嶋日出海、中川洋一の各氏は取締役常務執行役員にそれぞれ選定され、就任いたしました。

3. (*）印の取締役及び監査役は、平成28年6月29日開催予定の第69回定時株主総会終結の時をもって退任する
予定です。

② 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	支給人員	支給額	摘 要
取 締 役	15名	711百万円	うち社外取締役 2名 16百万円
監 査 役	6名	75百万円	うち社外監査役 3名 25百万円
合 計	21名	786百万円	

(注) 1. 上記金額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。また、上記金額には、平成27年6月26
日開催の第68回定時株主総会終結の時をもって退任した監査役1名に対する報酬を含んでおります。

2. 取締役及び監査役の報酬限度額は、平成18年6月29日開催の第59回定時株主総会において取締役報酬限度額
（年額）8億60百万円以内と、平成21年6月26日開催の第62回定時株主総会において監査役報酬限度額（年額）
80百万円以内と決議いただいております。

③ 社外役員に関する事項

区 分	氏 名	主な活動状況	重要な兼職の状況 及び当社との関係
社外取締役	関 收	当期においては、16回開催されたすべての取締役会に出席し、長年の行政及び企業経営の観点に加え、弁護士としての専門的見地から適宜発言を行っております。	弁護士（尚友法律事務所） （上記重要な兼職先と当社との間に特段の取引関係等はありません。）
社外取締役	堀 龍 児	当期においては、16回開催されたすべての取締役会に出席し、企業経営及び法律の専門的見地から適宜発言を行っております。	株式会社トクヤマ 社外監査役 リスクモンスター株式会社 社外取締役 株式会社T&Dホールディングス 社外取締役 学校法人早稲田大阪学園 専務理事・学園長 （上記重要な兼職先と当社との間に特段の取引関係等はありません。）
社外監査役	名 出 康 雄	当期においては、16回開催されたすべての取締役会及び19回開催されたすべての監査役会に出席し、主にリスク管理やコンプライアンスの観点から適宜発言を行っております。また分担して主な事業所及び連結子会社への往査を実施しております。	—
社外監査役	我 妻 廣 繁	当期においては、16回開催されたすべての取締役会及び19回開催されたすべての監査役会に出席し、主にリスク管理やコンプライアンスの観点から適宜発言を行っております。また分担して主な事業所及び連結子会社への往査を実施しております。	—
社外監査役	大久保 克 則	当期においては、16回開催されたすべての取締役会及び19回開催されたすべての監査役会に出席し、主にリスク管理やコンプライアンスの観点から適宜発言を行っております。また分担して主な事業所及び連結子会社への往査を実施しております。	—

(注) 上記の各社外取締役及び各社外監査役とは次のとおり責任限定契約を締結しております。

(責任限定契約の内容の概要)

当社と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の定める額とする。

(3) 会計監査人に関する事項

① 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

② 責任限定契約の内容の概要

当社と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の定める額とする。

③ 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

項 目	支 払 額
イ. 当事業年度に係る報酬等の額	75百万円
ロ. 当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	77百万円

(注) 1. 監査役会は、取締役、社内関係部署及び会計監査人より必要な資料の入手、報告を受けただうえで、会計監査人の監査計画の内容、職務執行状況、報酬見積の算定根拠などを確認し、審議した結果、これらについて妥当であると判断したため、会計監査人の報酬等の額について同意しております。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査に対する監査報酬等の額と、金融商品取引法に定める監査に対する監査報酬の額を区別しておらず、実質的にも区別できないため、イ. の金額にはこれらの合計額を記載しております。

④ 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である社債発行における監査人から引受事務幹事証券会社への書簡（コンフォートレター）作成についての報酬及びタイPE.TAX申告のための調査業務の報酬を支払っております。

⑤ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合、その他必要があると判断される場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は、当該議案を株主総会に提案いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨およびその理由を報告いたします。

(4) 業務の適正を確保するための体制(内部統制システム)及びその運用状況の概要

当社は、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制に関しまして、取締役会において以下のとおり決議しております。

(内部統制システムの構築・運用に関する基本方針)

- ① 当社及び当社の子会社からなる企業集団（以下、阪和興業グループという。）の取締役、執行役員及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - イ. 社是・社訓等当社企業理念に基づき阪和興業グループの企業倫理規範、企業倫理行動基準等を制定する。
 - ロ. 当社はコンプライアンス委員会を設置し、同委員会はコンプライアンス・マニュアルを原則として阪和興業グループの全役職員に冊子として配付し、その実効性を確保する。
 - ハ. 阪和興業グループの全役職員を対象とするコンプライアンスに関する相談窓口（コンプライアンス委員、社外取締役及び社外弁護士）を設け、問題発生の際の直接通報制度を確保するとともに、係る報告をしたこ

とを理由として情報提供者が不利な取扱いを受けないことを保障する。また、不適切な事態に陥った際には、社会に対して迅速かつ的確な情報開示と説明義務の遂行を果たすとともに、徹底した原因究明と再発防止に努める。

- 二. 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、警察等と連携し毅然とした態度で臨み、断固としてこれらとの関係を遮断する。
- ② 当社の取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - イ. 当社は取締役の職務執行に係る情報を適正に書面又は電子文書（以下、文書という。）に記録し、法令及び当社の定める文書管理規程に基づき保存及び管理する。
 - ロ. 文書事務責任者は保存文書の紛失・破損等に留意し、必要な場合は施錠等（パスワード等によるアクセス制限を含む。）により、適正に管理する。
 - ③ 阪和興業グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - イ. 当社の取締役、執行役員、理事、各部門長及び子会社の社長は法務審査部と連携し、各担当部署及び各子会社に与信管理規程及び営業部門業務規程の適正な運用を周知徹底させることにより営業リスクを管理し、その軽減を図るものとする。また、当社は

新規事業及び投融資案件の審査機関として、投資等審査委員会を設置し、阪和興業グループの投資リスクを審査し、審査結果を当該案件の決裁者に報告する。

- ロ. 当社はコンプライアンス、環境、災害、情報セキュリティ及び貿易管理等について、総務部、情報システム部及び法務審査部等と連携し、社内規程・マニュアル等に基づき各担当部署がそのリスクを管理する。また、コンプライアンス委員会、安全保障貿易管理委員会等の各種委員会が諮問機関となり各担当部署への指導・啓蒙を行い、必要に応じて社外弁護士等からのアドバイスを受ける。
- ハ. 当社の人事部及び経営企画室等は関係部署と連携して阪和興業グループのリスク管理の周知徹底を図るため、必要な教育・啓蒙を行う。
- 二. 阪和興業グループのリスク管理の実効状況を検証するため、監査部は当社の国内拠点及び国内グループ会社に対し予め定めた監査計画に基づきモニタリングを行い、適宜経営会議及び社長に内部監査報告を行う。当社の海外現地法人をはじめとする海外拠点については海外監査室がモニタリングを行い、適宜経営会議及び社長に内部監査報告を行う。また、担当する取締役が年4回阪和興業グループ各社の状況を取締役に

報告する。

- ホ. 当社は会社情報の開示に関して、ディスクロージャー規程を定めるとともに、ディスクロージャー委員会が開示情報の重要性・妥当性の判断を行うことにより公正かつ適時・適切な情報開示を進める。
 - ヘ. 当社はグループ会社管理規程に基づき、当社の子会社について適切な権限管理体制や報告体制を構築することで、当社の子会社に係るリスクを適正に管理する。
- ④ 阪和興業グループの取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制
- イ. 当社は取締役会を原則月1回開催し、阪和興業グループにとっての重要な経営の立案及び業務執行の監督を行う。また、経営会議を原則月2回開催し、経営に関する重要事項を協議・決定するとともに、阪和興業グループの経営判断に係る重要な事項を取締役に議題として提案する。
 - ロ. 当社は当社の子会社にその業務執行状況の報告を毎月させるとともに、東京本社、大阪本社、名古屋支社の各店で原則月1回開催する各営業部門の月次報告会において、国内子会社の一部も含めて報告を受け、阪和興業グループの営業の方向性、効率性及び内在するリスクの有無等を検証する。
 - ハ. 当社は中長期的な経営戦略を実現するために中期経営計画や年次経営計画を策定し、

その進捗状況を検証するため、各業務部門及び子会社を対象とした定期的な目標会議の運営等を通じて、業務の評価及び業務の遂行状況のチェック等（計画の見直しや計画達成のための方法の変更等を含む。）を行い、職務執行の効率性の向上を図る。

二. 当社は社長を委員長とし、助言役としての社外取締役を含む委員にて構成される役員評価委員会を年1回以上開催し、各取締役、執行役員からのコミットメントの表明及び役員相互評価を受けて各取締役の総合評価を行い、当該委員会における報酬会議並びに選任会議において役員報酬及び役員人事を各々適正に決定する。

⑤ 阪和興業グループにおける業務の適正を確保するための体制

イ. 当社はグループ会社管理規程に基づき、当社と当社の子会社が相互に連携し円滑な経営を遂行することで、総合的な事業の発展を図る。

ロ. 当社の管掌部門もしくは管掌役員は国内及び海外の子会社の業務状況を把握し、関係部署はその適切な業務執行をサポートするとともに、業務の包括的な管理を行う。

ハ. 当社は常勤監査役、監査部及び子会社の監査役その他により構成されるグループ会社監査役連絡会議を適時開催し、当社及び子会社の監査等に関する情報交換を行い、そ

の共有化を図る。

⑥ 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

当社は監査役の職務を補助すべき使用人として若干名の使用人を置く。当該使用人は監査役からの要請に応じて調査・報告等を行い、常に監査役との提携を図る。また、当該使用人が監査役より指示・命令を受けた事項については、取締役等からの指揮命令を受けない。

⑦ 阪和興業グループの取締役、執行役員、使用人及び子会社監査役が当社監査役に報告するための体制その他当社監査役への報告に関する体制

イ. 阪和興業グループの取締役、執行役員、使用人及び子会社監査役は法定の事項に加え、重大なリスクの発生及び法令・定款違反について当社の監査役に報告する。また、コンプライアンス委員会委員長はコンプライアンスに関する相談窓口への相談の概要等コンプライアンス上の重要な事項について当社の監査役に報告する。

取締役は、取締役会、経営会議その他重要な会議において、業務執行の状況及び重要な意思決定について監査役に報告する。

- ロ. 当社の監査役が報告を求めた事項については、阪和興業グループの取締役、執行役員、使用人及び子会社の監査役等は迅速かつ的確に対応する。
 - ハ. 監査部及び海外監査室は予め定めた監査計画に基づき実行した内部監査の状況を適宜監査役に報告するとともに、必要な場合には監査役の求めに応じて、追加の調査・報告を行う。
 - 二. 当社は阪和興業グループの取締役、執行役員、使用人及び子会社監査役が前3号に掲げる報告及び対応を行ったことを理由として、当該報告者及び対応者に対して不利益な取扱いを行うことを禁止する。
- ⑧ 当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- イ. 当社の監査役は取締役、執行役員及び使用人と適宜意見交換を行い、必要に応じて取締役会に対し意見表明を行う。また、会計監査人から会計監査に関する説明を受けるとともに意見交換を行うなど連携を図る。
 - ロ. 当社は監査役が取締役会その他重要な会議への出席、重要書類の閲覧、主要部門及び当社の子会社の調査等を行い得る体制を整備する。
 - ハ. 当社は監査役が職務執行について生じる費用の前払いまたは償還等の請求をした場合は、当該監査役の職務執行に必要なと認められた場合を除き、速やかに当該費用の前払いまたは償還等の処理をする。
- ⑨ 財務報告の信頼性を確保するための体制（財務報告に係る内部統制システムについて）
- イ. 阪和興業グループは財務報告に係る内部統制基本方針書に基づき、財務報告に係る内部統制の評価及び報告を適切に実行し、内部統制報告制度の効率的、実効的な運用を図る。
 - ロ. 阪和興業グループの内部統制の構築及び運用は経営会議がこれを統轄する。経営会議の直轄組織として設置する監査部及び海外監査室は、内部統制の構築及び運用状況の検証・評価を行い、その結果を経営会議に報告する。これを踏まえ、経営会議は必要に応じて是正を行う。
 - ハ. 内部統制委員会は経営会議より委託を受けた阪和興業グループの内部統制の課題を検討し、その結果を経営会議に報告する。また、監査部及び海外監査室が実施する阪和興業グループの内部統制の有効性評価の検証について助言・支援を行うとともに、内部統制報告書に意見を述べる。

また、当期における業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）の運用状況の概要は以下のとおりです。

〈業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）の運用状況の概要〉

① コンプライアンスに関する取組みについて

当社は、平成15年4月に企業倫理理念、企業倫理規範及び企業倫理行動基準を定め、さらに平成18年4月にはコンプライアンス・マニュアルを作成し、役職員に配付するなどコンプライアンス体制の整備に注力してきました。当期においては、国内外のグループ会社の役職員を含めたグループコンプライアンス体制の構築を目指し、コンプライアンス・マニュアルの改定、海外子会社等のナショナルスタッフ向けコンプライアンス・マニュアル翻訳版の作成・配付及び内部通報制度の拡充等を行い、コンプライアンス体制の更なる強化に努めました。

② リスク管理への取組みについて

当社は、新規事業・投融資案件、環境、災害、情報セキュリティ及び貿易安全保障上等のリスクについてはそれぞれに対応部署を定めて管理するとともに、諮問機関として各種委員会を設け、その対応をサポートする体制を取っております。

当社では、平成27年よりHKQC（Hanwa Knowledge Quality Control）活動を開始しました。これにより各部門やグループ会社ごとに、業務手順に内在するリスクの洗い出しや各リスクに対する対応策の整理等を行い、業務リスクを適正にコントロールしていくことを目指しています。

また、当社では大規模災害や感染症の発生に備えBCP（Business Continuity Plan）を策定し、毎年見直しを行っております。当期においては、グループ会社におけるBCPの確認・指導への取組みをスタートし、阪和興業グループ全体への浸透を図りました。

③ グループ管理への取組みについて

当社は、当社グループ会社における適正な権限管理体制や報告体制を構築するため関係会社管理規程を制定していましたが、当期においては、改正会社法に対応すること等を目的にグループ会社管理規程に改称の上、その内容を見直し、より効率的、実効的な体制を整備しました。また、当社は、当社監査役と当社グループ会社の監査役が情報共有できる場として、グループ会社監査役連絡会議を設けており、当期においても当該会議を2回開催しました。

④ 取締役の職務執行について

当社は、取締役会規則等に基づき取締役会を原則月1回、経営会議を原則月2回開催する

こととしており、取締役会では法令や定款等に定められた事項や執行役員も含めた経営会議での協議を経た経営に関する重要事項を決定しております。当期においては取締役会を16回、経営会議を24回開催しております。また、取締役会は、各取締役から阪和興業グループにおける業務執行等に関する報告を受け、取締役の職務執行の監督を行っております。

⑤ 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制等について

阪和興業グループの取締役、執行役員、使用人及び子会社監査役は法定の事項に加え、重大なリスクの発生及び法令・定款違反が起こった場合には、その事象を当社の監査役に適時報告する体制を取っております。

コンプライアンス委員会委員長はコンプライアンスに関する相談窓口への相談の概要等コンプライアンス上の重要な事項について当社の監査役への報告体制を確保しております。

取締役は、取締役会、経営会議その他重要な会議において、業務執行の状況及び重要な意思決定について監査役に報告しております。

監査部及び海外監査室は予め定めた監査計画に基づき実行した内部監査の状況を適宜監査役に報告するとともに、必要な場合には監

査役の求めに応じて、追加の調査・報告を行っております。

また、代表取締役及び各部門を統轄する取締役は、個別に監査役及び社外取締役と面談し、様々な事項について情報交換を行っております。

なお、当社は監査役が独自の調査等その職務の遂行を補助すべき使用人2名（兼任）を選任しており、監査役の職務執行をサポートする体制を確保しております。

(5) 株式会社の支配に関する基本方針

① 基本方針の内容

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上を図るという観点から決定されるべきものと考えております。従いまして、結果的に支配権の異動を伴うような株式の大規模な買付提案（以下、「大規模買付提案」といいます。）に応じるか否かは、当社株式を保有する株主の皆様への判断に委ねられるべきものと考えます。この考えに基づき、当社株式の大規模買付提案が提起された場合には、株主の皆様が提案に応じるか否かを判断するに足る十分な情報と時間が提供されることが不可欠であると考えます。

しかし、株式の大規模買付行為の中には、大規模買付の対象企業（以下、「対象企業」

といいます。)の経営者や株主の皆様に対する買付目的や買付後の経営戦略等について明確な説明がないまま行われるものや、大規模買付者の一方的な考えに基づき買付行為が行われるものなど、対象企業の経営陣との十分な協議や合意のプロセスを経ることなく進められることがあります。

当社は当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上の観点から、株主の皆様が大規模買付提案に応諾するか否かを検討するための十分な情報と時間が提供されない場合や、当社の支配権が異動するに足る当社株式を取得した特定の株主により、当社の企業価値及び株主の皆様との共同の利益が損なわれるおそれがあると判断される場合には、こうした株主を当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると判断し、必要かつ相当な範囲において、対抗措置をとることができる旨を当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針(以下、「基本方針」といいます。)といたします。

②基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は、平成28年5月に平成28年度を初年度とする3か年の中期経営計画を策定する予定です。本中期経営計画では、『Sへのこだわり -STEADY, SPEEDY, STRATEGIC-』～中長期を見据えたSUSTAINABLEな収益

体質と経営基盤の強化～をテーマに掲げ、達成すべき具体的な事業戦略を設けております。当社は、具体的な事業戦略を着実に実行していくことで、当社の企業価値及び株主共同の利益の最大化が図れるものと考えております。

③不適切な支配の防止のための取組み

当社は、平成27年6月26日開催の当社第68回定時株主総会において、当社の企業価値・株主共同の利益を向上させるため、基本方針に照らして不適切な支配の防止のための取組みとして、「当社株式に対する大規模買付行為への対応方針(買収防衛策)の一部改定及び継続の件」を上程し、株主の皆様のご承認をいただきました(以下、承認後の対応方針を「現対応方針」といいます。)

現対応方針におきまして、当社は大規模買付者からの事前の情報提供に関する一定のルールを定めるとともに、ルールを遵守しない場合や当社の企業価値や株主共同の利益を毀損することが明らかであると当社取締役会が判断する場合には、一定の対抗措置を講じることがある旨を公表しております。また、大規模買付行為を評価・検討する際や、対抗措置を発動する際等には、当社取締役会は独立した第三者により構成される特別委員会に諮問し、特別委員会の助言・勧告を最大限尊重することとしております。特別委員会は社

外有識者、社外取締役、社外監査役の中から選任された3名以上の委員から構成され、これにより当社取締役会の行う判断の公正性、透明性が確保できるものと考えます。

④ 上記取組みについての取締役会の判断

当社取締役会は、上記③の取組みが上記①の当社の基本方針に沿って策定され、当社の企業価値、株主共同の利益を確保するための取組みであり、株主の皆様の共同の利益を損なうものではないと考えます。また、取締役会による恣意的な判断がなされることを防止するため、独立第三者により構成される特別委員会を設置し、取締役会が対抗措置を発動する際には特別委員会の助言・勧告を最大限尊重することにより、現対応方針に係る取締役会の恣意的な判断を排除する仕組みを確保しております。

また、当社は、現対応方針の有効期限を当社第68回定時株主総会終結のときから3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結のときまでとしておりますので、平成30年開催の当社第71回定時株主総会において現対応方針の継続等を付議し、改めまして現対応方針に関する株主の皆様との総体的なご意思を確認することとしております。当該株主総会において出席株主の議

決権の過半数のご賛同が得られなかった場合には、現対応方針はその時点で廃止されるものいたします。

本事業報告中の記載金額及び株式数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類

連結貸借対照表 (平成28年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	451,253
現金及び預金	27,115
受取手形及び売掛金	276,293
たな卸資産	106,050
繰延税金資産	2,085
その他	39,996
貸倒引当金	△287
固定資産	148,440
有形固定資産	61,563
建物及び構築物	20,319
機械装置及び運搬具	6,585
土地	30,144
その他	4,513
無形固定資産	1,955
投資その他の資産	84,921
投資有価証券	58,671
長期貸付金	12,383
繰延税金資産	244
その他	14,107
貸倒引当金	△485
資産合計	599,694

科目	金額
負債の部	
流動負債	269,405
支払手形及び買掛金	149,857
短期借入金	66,734
1年内償還予定の社債	10,039
未払法人税等	326
前受金	31,054
賞与引当金	2,192
関係会社事業損失引当金	512
その他	8,688
固定負債	174,149
社債	30,097
長期借入金	129,420
繰延税金負債	3,359
再評価に係る繰延税金負債	1,634
退職給付に係る負債	4,075
その他	5,561
負債合計	443,555
純資産の部	
株主資本	148,807
資本金	45,651
資本剰余金	4
利益剰余金	104,600
自己株式	△1,449
その他の包括利益累計額	6,059
その他有価証券評価差額金	8,024
繰延ヘッジ損益	△376
土地再評価差額金	2,966
為替換算調整勘定	1,842
退職給付に係る調整累計額	△6,397
非支配株主持分	1,272
純資産合計	156,139
負債純資産合計	599,694

(注) 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書 (自平成27年4月1日 至平成28年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		1,511,800
売上原価		1,455,240
売上総利益		56,559
販売費及び一般管理費		38,381
営業利益		18,178
営業外収益		
受取利息	1,038	
受取配当金	1,041	
貸倒引当金戻入額	591	
その他	1,102	3,773
営業外費用		
支払利息	2,684	
持分法による投資損失	1,304	
為替差損	1,039	
支払保証料	713	
その他	785	6,526
経常利益		15,424
特別利益		
固定資産売却益	13,074	
負ののれん発生益	1,101	
投資有価証券売却益	742	14,918
特別損失		
固定資産売却損	261	
投資有価証券評価損	2,384	
出資金評価損	888	
退職給付制度改定損	64	3,599
税金等調整前当期純利益		26,743
法人税、住民税及び事業税	1,120	
法人税等調整額	144	1,264
当期純利益		25,479
非支配株主に帰属する当期純利益		9
親会社株主に帰属する当期純利益		25,469

(注) 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当 期 首 残 高	45,651	4	82,110	△1,445	126,320
当 期 変 動 額					
剰余金の配当			△3,211		△3,211
連結範囲の変動			277		277
持分法の適用範囲の変動			△432		△432
土地再評価差額金の取崩			386		386
親会社株主に帰属する当期純利益			25,469		25,469
自己株式の取得				△3	△3
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	—	—	22,490	△3	22,486
当 期 末 残 高	45,651	4	104,600	△1,449	148,807

	その他の包括利益累計額						非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	土地再評価 差額金	為替換算 調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括 利益累計額合計		
当 期 首 残 高	11,621	1,526	3,250	2,356	△3,660	15,094	1,334	142,749
当 期 変 動 額								
剰余金の配当								△3,211
連結範囲の変動								277
持分法の適用範囲の変動								△432
土地再評価差額金の取崩								386
親会社株主に帰属する当期純利益								25,469
自己株式の取得								△3
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△3,596	△1,902	△284	△513	△2,737	△9,035	△62	△9,097
当期変動額合計	△3,596	△1,902	△284	△513	△2,737	△9,035	△62	13,389
当 期 末 残 高	8,024	△376	2,966	1,842	△6,397	6,059	1,272	156,139

(注) 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

計算書類

貸借対照表 (平成28年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額
資産の部	
流動資産	388,218
現金及び預金	14,831
受取手形	58,706
売掛金	196,326
たな卸資産	71,776
前渡金	22,299
前払費用	513
繰延税金資産	1,408
その他	22,631
貸倒引当金	△275
固定資産	148,301
有形固定資産	36,374
建物	12,174
構築物	1,668
機械及び装置	1,729
車両運搬具	1
工具、器具及び備品	369
土地	20,219
リース資産	212
無形固定資産	450
ソフトウェア	432
その他	18
投資その他の資産	111,476
投資有価証券	44,091
関係会社株式	36,312
出資金	4,022
関係会社出資金	3,635
長期貸付金	12,299
従業員に対する長期貸付金	80
破産更生債権等	491
長期前払費用	314
前払年金費用	5,660
その他	4,736
貸倒引当金	△165
資産合計	536,520

科 目	金 額
負債の部	
流動負債	218,274
支払手形	35,029
買掛金	108,764
短期借入金	26,135
リース債務	106
未払金	933
未払費用	1,325
未払法人税等	175
前受金	27,656
預り金	5,111
前受収益	73
賞与引当金	1,776
その他	11,186
固定負債	166,898
社債	30,000
長期借入金	125,511
リース債務	187
繰延税金負債	5,287
再評価に係る繰延税金負債	1,634
その他	4,277
負債合計	385,173
純資産の部	
株主資本	140,857
資本金	45,651
資本剰余金	4
その他資本剰余金	4
利益剰余金	96,651
利益準備金	3,259
その他利益剰余金	93,392
特別償却準備金	201
圧縮記帳積立金	50
繰越利益剰余金	93,140
自己株式	△1,449
評価・換算差額等	10,489
その他有価証券評価差額金	7,899
繰延ヘッジ損益	△376
土地再評価差額金	2,966
純資産合計	151,347
負債純資産合計	536,520

(注) 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

損益計算書 (自平成27年4月1日 至平成28年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		1,281,287
売上原価		1,236,875
売上総利益		44,411
販売費及び一般管理費		26,857
営業利益		17,554
営業外収益		
受取利息	1,085	
受取配当金	2,368	
貸倒引当金戻入額	669	
その他	640	4,763
営業外費用		
支払利息	2,067	
為替差損	303	
支払保証料	622	
その他	696	3,690
経常利益		18,628
特別利益		
固定資産売却益	12,719	
投資有価証券売却益	114	
関係会社株式売却益	446	13,281
特別損失		
固定資産売却損	260	
投資有価証券評価損	1,684	
関係会社株式評価損	4,111	
関係会社出資金評価損	1,687	
退職給付制度改定損	64	7,808
税引前当期純利益		24,101
法人税、住民税及び事業税	733	
法人税等調整額	14	747
当期純利益		23,354

(注) 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書 (自平成27年4月1日 至平成28年3月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本									自己株式	株主資本 合計
	資本金	資本剰余金		利益準備金	利益剰余金			利益剰余金 合計			
		その他 資本剰余金	資本剰余金 合計		その他利益剰余金						
				特別償却 準備金	圧縮記帳 積立金	繰越利益 剰余金					
当 期 首 残 高	45,651	4	4	2,938	239	48	72,895	76,122	△1,445	120,332	
当 期 変 動 額											
剰 余 金 の 配 当				321			△3,532	△3,211		△3,211	
特別償却準備金の積立					4		△4	—		—	
特別償却準備金の取崩					△43		43	—		—	
圧縮記帳積立金の積立						1	△1	—		—	
土地再評価差額金の取崩							386	386		386	
当 期 純 利 益							23,354	23,354		23,354	
自己株式の取得									△3	△3	
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）											
当 期 変 動 額 合 計	—	—	—	321	△38	1	20,245	20,529	△3	20,525	
当 期 末 残 高	45,651	4	4	3,259	201	50	93,140	96,651	△1,449	140,857	

	評価・換算差額等				純資産 合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計	
当 期 首 残 高	11,470	1,522	3,250	16,243	136,575
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当					△3,211
特別償却準備金の積立					—
特別償却準備金の取崩					—
圧縮記帳積立金の積立					—
土地再評価差額金の取崩					386
当 期 純 利 益					23,354
自己株式の取得					△3
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△3,571	△1,898	△284	△5,754	△5,754
当 期 変 動 額 合 計	△3,571	△1,898	△284	△5,754	14,771
当 期 末 残 高	7,899	△376	2,966	10,489	151,347

(注) 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

平成28年5月10日

阪和興業株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 池田 芳 則 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 堀内 計 尚 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、阪和興業株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、阪和興業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

平成28年5月10日

阪和興業株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 池田芳則 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 堀内計尚 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、阪和興業株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第69期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第69期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受け、または往査により実地調査いたしました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任 あずさ監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ④事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号口の各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ⑤会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を監査業務の品質管理に関する諸法令・基準等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書並びに連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年5月12日

阪和興業株式会社 監査役会
常勤監査役 江島 洋 一 ⑩
常勤監査役 岡田 和彦 ⑩
社外監査役 名出 康雄 ⑩
社外監査役 我妻 廣繁 ⑩
社外監査役 大久保 克則 ⑩

以上

株主総会会場ご案内図

会 場

HK淀屋橋ガーデンアベニュー 阪和興業株式会社 7階会議室

大阪市中央区伏見町四丁目3番9号

電話：(06)7525-5000

※開催場所が昨年までと異なっておりますので、下記ご案内図をご参照のうえ
お間違えないようお願い申し上げます。

交通のご案内

地下鉄御堂筋線

「淀屋橋駅」 下車

13号出口から徒歩約2分

京阪電車

「淀屋橋駅」 下車

3号出口から徒歩約10分

※駐車場・駐輪場のご用意はございませんので、ご来場の際は、公共交通機関をご利用くださいますようお願い申し上げます。

